

令和6年5月21日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

茨城運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和6年5月21日
(2) 事業者の氏名又は名称	関東鉄道株式会社（法人番号：8050001009061） 代表者 松上英一郎
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 茨城県土浦市真鍋1-10-8 (水戸営業所) 茨城県水戸市住吉町348
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第2条第3項
(6) 違反行為の概要	令和5年12月8日及び令和6年1月16日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。2件の違反が認められた。(1)一般準則(職務遂行の指導、措置)違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第2条第3項)、(2)点呼の実施義務違反(運輸規則第24条第1項、第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)